○関東地方整備局告示第三百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
那須塩原市西三島三丁目一八三番二九から同市西三島二丁目一七三番四まで	前	一一・二三～二四・二〇	
	後	一三・一六～三〇・六六	
		〇〇・三一九〇・三一九（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
東京都大田区南蒲田一丁目三七番六地内	前	二七・八四～五〇・六八	
	後	五〇・〇〇～五〇・六八	
		〇〇・〇〇四〇・〇〇四（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA 七・一〇～一〇七・〇〇	
	後	BA 七・一〇～一〇七・〇〇	
		二二・〇〇～一九四・〇〇 五二・九四〇～四〇・五三四（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		二二・〇〇～一九四・〇〇 四〇・五三四（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
筑西市飯島字玉戸道東四八番一から同市神分字南田七三二番一まで	前	BA 八・七〇～五四・〇〇	
	後	BA 二五・〇〇～二〇五・〇〇	
		二八・五三～一四一・一〇 八・七〇～五四・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		〇〇・四三三〇・四三三（キロメートル）	
		二五・〇〇～二〇五・〇〇 六・〇四〇〇 七・七六〇〇	
		六・〇四〇〇 七・七六〇〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
相模原市緑区小倉字城山一二三番五〇地先から同市緑区小倉字原一六一番四まで	前	三七・〇七～三八二・八〇
	後	四七・六九～三八二・八〇
		〇〇・三五六〇・三五六（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十二日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	相模原市緑区小倉字大保戸一一六七番一地先から同市緑区小倉字城山一二三番五〇地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月十二日